

長野労働局発表（28-44）  
平成 28 年 10 月 19 日

担 当	長野労働局雇用環境・均等室	
	雇用環境改善・均等推進監理官	森 孝行
	室長補佐	小林 みや子
	助成金係長	吉田 佳奈代
	電話	026-223-0551

## 業務改善助成金の活用により、従業員の賃金を引き上げた事例を紹介します（平成 28 年度第 2 四半期）

長野労働局では、平成 27 年度、労働能率増進のための設備投資等について業務改善計画を作成・実施するとともに、事業場内で最も低い時間給（800 円未満）を 40 円以上引き上げた 17 の事業主に対し、業務改善助成金を支給しました。

そのうち平成 28 年度第 2 四半期に賃金引上げ後の状況について報告を受けた 4 の事例について、別紙のとおりご紹介します。

### 【（参考）業務改善助成金：平成 28 年 8 月 24 日に拡充されています】

#### 【平成 28 年 10 月 1 日以降の長野県内事業場における支給要件】

- ・事業場内最低賃金を 40 円以上引き上げる計画を作成し、申請後に事業場内最低賃金が適用される者の賃金の引き上げを行うこと
- ・生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと

#### 【支給額】

- ・生産性向上のための設備導入等の経費に助成率（支給要件に基づき 1/2、7/10、3/4、4/5 のいずれか）を乗じた額又は助成上限額のいずれか低い額

#### 【賃金引上げ額、助成上限額、助成対象事業場】

事業場内最低賃金引上げ額	助成上限額	助成対象事業場
40 円以上	70 万円	事業場内最低賃金 800 円未満
60 円以上	100 万円	事業場内最低賃金 1,000 円未満
90 円以上	150 万円	事業場内最低賃金 800 円以上 1,000 円未満
120 円以上	200 万円	

（別紙）平成 28 年度第 2 四半期に報告を受けた業務改善助成金活用事例  
（別添）業務改善助成金の拡充のご案内

## 平成28年度第2四半期に報告を受けた業務改善助成金活用事例

No.	業種	事業場名	所在地	活用内容
1	建設業	宮坂塗装	塩尻市	高性能塗装機械の導入により、従来の2倍の速さで洗浄・塗装作業ができ、作業時間が大幅に短縮された。また、導入機械の1つであるエアーコンプレッサーは塗装用機器を同時に2台セットでき、さらに作業時間が短縮され、業務効率の改善が図られた。
2	社会保険・社会福祉・介護事業	社会福祉法人光仁会富竹の里	長野市	寝位式特殊浴槽の導入により、入浴にかかる時間と介助者の人数が半分程度になり、介助者・入浴者ともに身体的負担が軽減された。また、削減された時間で施設全体の業務が改善された。
3	建設業	バックステージ株式会社	岡谷市	住宅営業支援ソフトの導入により、お客様へのよりわかり易いプレゼンが短時間で可能になり営業効率・顧客満足度が改善された。また、データ化による情報共有により、工程管理・画像管理も効率化された。
4	その他の小売業	株式会社ドリームシップ	野沢温泉村	スライドラックの導入により、商品をコンパクトに収納でき、素早い商品検索が可能となったことから、商品の収納や取り出しに要する作業時間の短縮や労力の省力化、安全性の向上が図られ、労働効率が改善された。

## 業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

### 業務改善助成金を大幅拡充しました

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
40円以上	7/10 <sup>(※)</sup> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※)</sup> ) (※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 <sup>(※)</sup> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※)</sup> ) (※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

#### 拡充前

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場

### 支給対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

### 支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。  
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。

#### 申請先

業務改善助成金の申請・支給は、長野労働局雇用環境・均等室で行っています。  
〒380-8572 長野市中御所1-22-1 TEL 026-223-0560 FAX 026-227-0126